

国自安第 167 号  
令和 2 年 12 月 29 日

公益社団法人 全日本トラック協会長 殿  
公益社団法人 日本バス協会長 殿

国土交通省  
自動車局安全政策課長

### 大雪に対する緊急発表を踏まえた輸送の安全確保について

降積雪期における輸送の安全確保にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、本格的な降積雪期を迎えるにあたり、「降積雪期における輸送の安全確保の徹底について（令和 2 年 12 月 4 日付け国自安第 144 号）」及び「降積雪期における輸送の安全確保の徹底について（再周知）（令和 2 年 12 月 18 日付け事務連絡）」において降積雪期における輸送の安全確保について依頼しているところですが、30 日から 1 月 1 日頃にかけて強い冬型の気圧配置となるため、北日本から西日本にかけての日本海側を中心に大雪や大荒れとなり、平地でも大雪となるおそれがあります。東日本と西日本の太平洋側の平地でも積雪となるところがあると見込まれております。その後も日本海側を中心にさらに降雪量が増えるおそれがあります。

つきましては、当該通達の徹底を改めて図るとともに、特に下記の事項について取り組んでいただき、降積雪期における輸送の安全確保に万全を期すよう貴会傘下会員に対し、周知方お願いします。

また、輸送の安全を確保するための措置を適切に講じずに運行し、貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成 2 年運輸省令第 22 号）第 11 条又は旅客自動車運送事業運輸規則（昭和 31 年運輸省令第 44 号）第 20 条の規定に違反したことが確認された場合については、「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について（平成 21 年 9 月 29 日付け国自安第 73 号、国自貨第 77 号、国自整第 67 号）」、「一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について（平成 25 年 9 月 17 日付け国自安第 138 号、国自旅第 218 号、国自整第 162 号）」又は「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について（平成 28 年 11 月 18 日付け国自安第 157 号、国自旅第 227 号、国自整第 220 号）」に基づき行政処分を行うことになるので、併せて周知方お願いします。

## 記

1. 年末年始の大雪に備え、最新の気象情報や交通情報等に留意するとともに、冬用タイヤの装着、チェーンの携行及び早めの装着の徹底等、輸送の安全確保に万全を期すこと。
2. 冬用タイヤの確認に当たっては、摩耗劣化の状況等を確認すること。

<参考> (一社) 日本自動車タイヤ協会のチラシ  
[https://www.jatma.or.jp/tyre\\_psd/othernews03.pdf](https://www.jatma.or.jp/tyre_psd/othernews03.pdf)